

憲法九条と財界と私

(05・09・20)

品川正治（昭20文甲）

我が心の座標軸

只今ご紹介にあずかりました品川でございます。先ず全く同じ世代の皆さん方相手でございますから、他の方に話をする時には「学徒出陣」などという言葉でさえ説明しないといけないような状況ですけれども、全く同じ世代の皆さん方、大正2桁というふうに大体存じ上げていますけれども、その世代の方達を対象にお話しするわけで、私自身としても、率直に心おきなく私の気持ちを申し上げたい、できるのではないかというふうに思っております。

最初に、私のこの問題に関する座標軸というものを申し上げておきます。日本における最後の地上戦の行われた沖縄摩文仁の丘の平和祈念資料館の、展示のむすびのことばの一節が私の気持ちを一番ぴったり表すと思うのであります。それは「戦争をおこすのは た

しかに 人間です しかし それ以上に 戦争を許さない努力のできるのも 私たち 人間 ではないでしょうか」という言葉でございます。何故この言葉が印象的かと申しますと、お互に戦時中三高で勉強した時分は、後二年経てば戦地に行つて命を捨てるのだと いう覚悟とそういう状況のなかで必死に勉強しておったと思う。

私自身としては、国家と自分というのが主要のテーマで、国が起こした戦争のなかで、個人はどう生きどう死ぬかというのが基本テーマであつた。それが結論を得ない今まで現役召集を受け、一兵卒としていきなり戦場に行き、それで何度も本当の激戦にぶつかり、迫撃砲の直撃を受けて、今でもまだ足に弾が入つたままなのです。そういう経験のなかで、戦争は国が起こしたと思い込み、国が起こした戦争のなかに国家と国民の一人たる自分はどう生きるのかという問題意識を持つておつた。それが戦地に行きまして、本当の意味で一兵卒として戦わされ、また本当の飢えを味わされ、そういう経験のなかで帰つてしまひました。それまでは全体と個、或いは国と国民というものに自分の意識はとらわれていましたが、この戦争体験のなかで、先程言いました、やはり戦争は人が起こしているのだ、それを防ぐのは人だ、その感覚をはつきり自覚するようになりました。それから一度も座標軸を変えたことはありません。

しかし私が理想主義者であるとは自分でも思つていません。戦争というのは紛争とは違

う。紛争が無くなる時代などというのを予想するのが理想主義ではないか。しかし紛争を戦争に変える、それを変えさせないということを言いたいのです。私自身、現在アフリカとかチモールとか、そういうところで仕事をしております。民族の違いとか、宗教の違いとか、或いは部族間で何を神聖なものとしてあがめるかというものの違いとか、そういうものは無数にございます。しかし見ておりますと、その部族はしそつちゅう争つておりますが、それが戦争状態になる場合は、必ずといつてもいいぐらい、石油が出るとか、ダイアモンドが出るとか、あるいはウランが出るとか、希少物質が出るとかです。アフリカでもそういう地域には武器商人もうんと入り込んでおり、それは必ずといつてもいいぐらい戦争にまでもつてきます。そういう意味からいって、私は先程申し上げたように理想主義ではありませんから紛争が無くなるなどとは言つていません。紛争を戦争にしないということに関しては、これは人間が人間として、私は戦後の生き方としてそれをずっと続けていきたいと思う、そういう考え方でございます。

憲法九条二項　日本と外国

紛争を戦争にする力というのは随分あります。先ず何といつても武力がないと戦争にはならないわけで、武力が一つの大きな要因、それからもう一つは戦争で儲かる人々でこれ

も非常に沢山あります。かつては武器商人或いは「死の商人」という言葉を使いました。私は軍産複合体という呼び方をしておりますけれども、そういう勢力は沢山あります。それからもう一つは統治に失敗した政府、国民の不満を解消できないでもてあましてている政府、そういう権力は戦争にもつていきたがります。一つの国民の結集の力をよそに向かたい、そういうケースは無数にあります。

それから先程言いましたように、今世界中で領海とか領土の問題を一切抱えていない国は殆ど皆無ではないか。日本だって竹島の問題もあれば、尖閣諸島の問題もあれば、千島の問題もある。ヨーロッパ先進国の場合でも、全くそういう問題を抱えていない国は殆どゼロと言つてもいいぐらいです。そういう意味では紛争の種はいつでもあるわけで、紛争を戦争に変えようとする力は何時でも働く。しかしそれに対する紛争を止めようとする力、これはどうかと言いますと、外交を通じて解決しようという努力を先ず挙げねばなりません。しかし何と言つても日本の憲法九条二項のようなものを国が持っている場合は、これはある意味では完璧です。憲法九条二項は戦争をするための武力を持たない、国の交戦権を認めないと、そういうふうな形で持っているのが、これは完璧だと思います。日本以外ではコスタリカがそういう憲法を持つていてるそうです。

けれども、これに関しましては完璧ですけれども、それでは世界の国にそれを呼びかけ

られるかというとこれは非常に難しい。先ず現実に軍があるわけです。どの先進国でもみな軍があるわけです。軍があれば軍産複合体というものが自ずから出来上がっている。それよりも何よりも戦争に関する思い入れが違うわけです。

フランスでパシフィズム（平和主義）という言葉で話はできません。彼等はこの言葉を通じてミュンヘンでの和解、そういう感覚が非常に強く残っています。平和主義というのは痛い目にあつた、そういう感覚が西ヨーロッパでは非常に強くあります。もう一つは正義の戦争というのはあるという確信を彼等は厳然と持つております。レジスタンスの歴史といいうのが非常に強く、現在我々が第二次大戦を思い出し太平洋戦争を思い出すと同じぐらいの強さで、彼等はレジスタンスが国を作つたという気持ちを持つております。独立のために戦つたとの誇りは脈々としてその国の国民の血の中に流れています。そういう意味では、現在、憲法九条二項を本当の意味で持つてているのは世界で先進国としては日本しかないし、当分日本しかありえないだろうと、これは考えざるを得ません。

ただ日本の場合は、あれだけの一五年間の戦いを通じて日本の将兵三百万を失い、中国大陆を中心に二千万の人民を傷つけ殺し、それで最後に広島長崎での原爆を受けた、こういうなかでの憲法制定ということを迎えた。あの憲法を誰が作ったという論議はいろいろありますけれど、軍が無くなりもう戦争はいやだ、二度と戦争はしないという気持ち、

その国民の決意があつたことは間違ひありません。憲法は私が復員しました昭和二一（一九四六）年四月に憲法改正草案として発表され、一ヶ月に公布されました。それ以降六〇年間、その憲法はいじられずに過ごしてきたという、全く世界歴史で考えれば唯一の歴史を持つてゐるわけです。

それは当時軍が解体され存在しなかつたことも、こういう憲法を持ち得た大きな要因だつたと思いますが、何よりも戦争放棄を国民が決意してたことが最大の支えでした。ただ国民の決意はそのようであつても、支配政党 支配階級は最初からそういう決意は持つていなかつた。それは日本の戦後六〇年史の最も大きな揺れ（よじれ）だと思う。従つて随分いろいろ、自衛隊だとか、有事立法だとか、特措（特別措置）法だとかという形、そういう形でできてきたその存在を、解釈改憲で認める九条の旗はボロボロです。しかし九条二項を廃止することに関しては、ずっと支配政党である自民党は党是として持ちながら、今までやれて来れなかつた。もしこれを本当にやる気であれば、先ず講和条約の時がその時だつたのだろうと思います。それ以降は安保の改訂ごとにいろいろ問題がございましたが、現行憲法を改訂するという形で問題を持ち出したのはついこの数年の動きでござります。

戦争というのは皆さん方もご経験のあるとおり、全ての価値観の序列が変わります。敵

の命、味方の命を鴻毛の軽きに置くと、命でさえ、命よりも尊いものがあるという形で価値観が変わります。先ず一つ、勝つためというのが最高の価値になる。それからもう一つは、勝つためには全てを動員するのが当たり前だという形になる。その二点は、どんな正義の戦争であれ、どんな大義を持つていても戦争であれ必ずそうなります。

戦時体制下のアメリカと財界

現在アメリカは戦争しているのです。日本の経済界の人はそのことを甘く見過ぎているのではないかという不安があります。アメリカは現在戦時中であるというのは、この間のブッシュが国連大使にボルトンを任命するときにも、ブランクはおけない、今は戦時中だという言葉をはつきり使つて、国会の承認を待たず任命した。またイラク戦争の張本人のオルフオウイツツを世銀総裁に任命した。そういう意味では、外交も国際金融も戦争のために動員する、これは当たり前だらうと思う。日米同盟も当然動員します。日米同盟に関しては有事立法にしろ、或いはイラク特措法にしろ、できるだけアメリカの要望に応えよう、内閣自身としても気を使いやつて来ております。けれど本当を言えば、九条二項が邪魔になるということはアーミティージ米国務副長官がはつきり言つてゐるのです。この九条二項を抱えている憲法を、現状に適さないとか、或いはどう変えようかという

論議のなかで、今改訂を論ずることの恐ろしさを、政財界は知らなさ過ぎると私はそう思つてゐるのです。その甘さの根拠の一つは、アメリカは勝つことが決まつてゐると日本の経済界は思つてゐるのです。どんな無理をしても最後はアメリカが勝つだろう。そんなことはありません、ベトナムの例もあります。決してそんな甘いものではない。アメリカの政府当局自身がそんな甘くは考へてゐるはずはないのです。

そういうなかで、憲法改正の問題を最初私の属してゐる経済同友会が出しました。それから日本経団連が出しました。日本商工会議所は条文案まで添えて出しておられます。経済人として何故そんな方針をとるのか。一つは先程言いました、一番基本的にはアメリカの戦争状態というのを、或いは戦争そのものを甘く見てゐることがあります。経済界にこのことが一番影響していると思いますが、二つ目はやはり中国の擡頭です。

少なくとも世界第二位の日本が経済大国として最も欲しいことは、アジアでのヘゲモニーを握ること、にもかかわらずアメリカには従属しなければならないというジレンマがある。先程私は、国民は絶対戦争したくないという決意がずっと憲法を支えて來たが、支配層は一度もその決意はしたことはなかつたという大きなねじれがあると申しました。経済界に身を置けば置くほど、アメリカとの関係に關してその密接さというのが分かります。

それは特に現在の勝ち組、負け組というものを明確にしながら、いわゆるグローバリズ

ムを主張している立場の人達は、まず自分の事業は、多くはアメリカをマーケットにしている。それとその産業の形態、或いはカンパニーに対するガバーンの仕方は、ここ数年急速にアメリカ風になつておる。意志決定の仕方一つをとってもその格好になつておる、市場原理主義になつておる、そういう状況のなかではアメリカの論理は一番分かりやすい。

マーケットも一緒だ、ガバーンの仕方が似て來ている、しかも産業として勝ち組というのは軍需産業に近い、何時でも軍需産業になりうる産業の七・八割は業界、経済界のトップを占めている。アメリカの場合は筆頭に石油資本があげられますが、日本で石油資本が日本の経済を牛耳っているということはありません。しかしその次に上がるのが運輸産業であり、情報通信産業であり、精密機械産業、こういうところはアメリカの場合と日本の場合とは非常に似通つた格好をとつております。その意味で今の経済界の勝ち組という人たちはとアメリカの軍産複合体は極めて似た行動のしかたをしております。これはいい悪いの問題ではない、そういう産業形態であることは間違いない。

いまは、グローバリズムという言葉一つをとりましても、アメリカが戦争に入つてからは全く意味が変わりました。あれはもう経済用語ではなくて、アメリカの戦略用語、その言葉もアメリカは動員しておることだけは間違いない、金融でさえそうです。かつてなら、あれだけ膨大な軍事費をまかなう、財政経常収支両方の赤字を抱えている国は、しかも基

軸通貨の国は非常に苦心するはずなのです。今やヘッジファンドという技術では、アメリカが柄を抜いた形で世界を席巻している。ヘッジファンドを使えば日本の銀行の一つや二つ何とでもなる、或いは赤字問題でも何とでもなるという戦略的に使う武器を金融でも持っている。そういう事実を知っている日本の経済界として、先程言いました一種の大主義が災いして、憲法を改正して軍を持ちたいという方向に意見が収斂しつつあります。

二一世紀の課題と九条二項

ここで私はどういう立場でそれを批判しているか。いまの経済界が求めようとしているのは、それは全部二〇世紀型ではないか、現在の課題というものを全然抜きにして将来が見えるか、変化が見えるかという問いを発しているわけなのです。日本の近代化は、脱亞入欧というアジアを離れて欧米に学ぶという姿勢で始まった近代化です。一九四五年、敗戦による挫折はございましたが、その後の日本の近代化というのは、もう八〇年代には一〇〇%といつてもいいぐらい達成されておったはずなのです。しかし日本の経済界はもつと近代化、もつと利益を上げる体質、もつと霸権型に関する重視、そういう形で二〇世紀型をさらに進めようとしているということです。

私は今年の三月中旬に行きましたが、唐家璇とも話したのですが、中国の近代化はまだま

だです。猛烈な努力をしていますがまだまだです。しかし同時に中国は近代化と称しません、現代化と称しておる。現代の課題にも答えられるために、近代化をどう進めていけばいいのかという形で問題を見ているわけです。日本の場合は、現代の課題ではなくて二〇世紀型の国家としてどう霸権を握るか、アジアでどう霸権を握るかとかです。民主党の小沢一郎氏の言う例の普通の国というのは、今の財界人とりましては、軍が無いのが欠落状態だという見方を同時に持つておる概念で、もう普通の国になつていいではないかという感じです。

その見方の中には二一世紀の課題などは全然頭に入つていない。二〇世紀的な霸権型の国造りを考えていけば、憲法九条二項の意味というのは欠落状態としか見えない。そういう姿勢でアジアに入つていく場合に、脱亜入欧の姿勢を基本的に持ち続けていては、アジアで自由貿易協定（F T A）を作るとか、東アジア共同体を作るとかいうようなことがで起きるはずがないではないか。

二一世紀の課題というのは本当は何なのだ。それは世界から戦争を無くし、もう一つ今度グレンイーグルスサミットで行われましたように、世界から貧困を無くす、飢えを無くす、これが二一世紀の大きな課題ではないか。その課題に向かうために、その時に日本の憲法九条の二項こそ最も輝かしい規範ではないか。私は二項二項と言つておるのでですが、

一項はどの国でも作れます。パリ不戦条約以降の全体の流れというか、戦争或いは武力をもつて威嚇の武器にしないとか、そういう考え方方はそれはできます。

二項は当分どの国も持てないだろう。日本がそれを無くしてしまえば、世界中ではこの思想は無くなってしまう、もう先程言いましたように旗はぼろぼろです。解釈改憲で殆どぼろぼろになつておりますけれども、しかし旗竿ははつきり残つております。これを捨てれば、世界からこの思想は無くなる、そういう意味では私はやはりこの九条二項は二一世紀にとつてはかけがえのないものだけれども、まだ二〇世紀型の国々では作れないという形で見ているわけです。

自由とか平等とか或いは人権、これはどの国の憲法にも書かれる言葉です。それぞれの根底にある考え方は全てフランス革命なりアメリカの独立戦争なりで血を流されて作られたものです。

憲法九条に関しましては、これはよく日本側の幣原さんが発想したの、或いはマックアーサーの方から出されたとかいろいろ論議はございますが、根本的にはアジアで三〇〇万の将兵を失い大陸を中心に二千万の国民を或いは将兵を殺し、最後に広島、長崎で原爆二発で二〇万の命を失つた、それだけの血を流して獲得した条項なのです。極端な言い方をしますと、ほかの条項はとにかく、憲法九条二項だけはこれは我々は死守せざるを得ない

そういう気持ちに駆られるわけです。これはあの戦争で我々が得たもの、しかも二一世紀の課題としてはつきり言えるのは世界的な平和です。それに関しては決して早過ぎるわけではない。もうそういう国としてそういう憲法を持つた国が一つあるというだけで本当は違つてくる。

ただここで一つ皆様方にお話ししたいのは、憲法を守るとか或いは現状を変えないと言うと受け身のように聞こえます。しかし現状は全く逆です。もう自民党、或いは今度前原誠司を代表とする民主党、そういう国会内の勢力としては、改憲の方向に明らかに踏み出している、経済界も踏み出しております。ちょっと前へ出過ぎた感じでもうすでに一線を踏み出してしまっています。しかし国民投票で、我々国民がノーと言う答えを出した場合、これは日本の国はすっかり変わらざるを得ないです。憲法九条二項は変えないということを、日本が今ここで改めて国民が表明した場合、日本は日本のこれまでの政治過程も含めて大きく変わらざるを得なくなる。同時に日中関係を含めたアジアの情勢も変わる、変わらざるを得なくなる。黙つておつても日米関係を変えざるを得なくなる。

日本は小さな国ではございません。人口からいつても一億三千万というのは大国です。経済で言えば世界で二位の国です。それがアメリカとは全く違うイデオロギーを持つて行くのだということを国民が明確にした場合には、世界の情勢は変わらざるを得ないのであります。

若干言い過ぎかもしませんが、ベルリンの壁がくずれた以上の大きな衝撃になると思いまます。

今国会での特に小選挙区制というこういう選挙制度のもとでの国会の勢力だけで物事を判断し、国民投票という問題の厳しさを痛感していなない様に見える改憲派に対し、アメリカの、最有力者と目される政治家の一人がものすごく案じているのを聞きました。日本の保守党は甘すぎる。ブッシュ政権は国会内の勢力だけに目がいつているのではない。かつて日本を敵として戦ったアメリカとしては、日本人というのはそんなに甘いものではないのではないか、これでもし改憲に失敗したら、一内閣がつぶれるとかいう問題ではない。日米関係も全く変わった格好になる、それには準備が足らなさすぎるという言い方をしておるわけです。

それを聞いた時に私はある意味でぎょっとしました。そこまでは言いませんでしたが、いまイラクに居る自衛隊はアメリカに完全に人質にとられているわけなのです。確かに海外に派兵している以上は、これはある意味では米軍の指揮下にある以上は、イラクの攻撃を誘導することまでやるかどうかは別として、あそこで戦争状態に入れてしまわれたらもう九条なんかどうでもいいではないか、もう戦争に入ってしまっているではないか。日本が応戦し敵を一人でも殺したらもうそこで戦争状態になってしまっているではないか、こ

ういう状態を作られるのではないかという危惧を持ちました。

今英豪軍が引き揚げるとか引き揚げないと、日本の自衛隊の居留地を守っている部隊が引き揚げるとか引き揚げないと、そういう問題さえ起こつております。そういうなかで、アメリカの中核部にいる人自身が、日本の改憲派が準備不足のままで一番大きな問題に取り組もうとしていることに関して危惧を持っているということは、逆に言つてアメリカが正面に出る、出ざるを得ない、というそういう気持ちに彼等を追い込んでいるのではないか。その意味では、九条の問題に関しましては、一番最初に試されるのはイラクの派兵をどうするか、もしそういう戦闘状態或いは攻撃を受けるような状態になつたときに直ぐ引き揚げろとという国民世論が起こりうるか、或いはそれで本当に引き揚げさせるだけの力が持てるか、この辺が先ず最初の勝負どころになるのではないかと思うのです。

その意味では、本当のこの九条の問題の改訂の相手は、単に自民党、民主党の保守政権ではなくて、やはり国際政治上の、基本的にアメリカである。アメリカに対しても十分な対応を腹の中に持つてしかやれないのではないかとさえ考えざるを得ません。

自衛隊と改憲

自衛隊と憲法の関係でご苦労された話は、防衛庁三高会の方から伺つたことがございま

す。先日、日本弁護士会館で憲法九条について話した時にも、日本の自衛隊は厳しい環境に置かれながら、憲法九条を厳守しているという意見が沢山の方から出ました。また先程私が申し上げたように、もう九条二項はずたずたです。おっしゃるように、旗竿だけが残つておるのが現状なのです。しかしそれが無くなるともう地球上からその考え方は無くなるわけです。もう自衛隊ができた時から違憲合憲をめぐって、いろいろ議論が始まっていますけれど、しかし九条二項を守ろうとする国民全体の支えのために、アジアで自衛隊は是認されております。日本の防衛庁は極めて憲法に忠実な運用の仕方をしてきたというふうに中国でも評価しております。だから一%を超えるか超えないか、丁度中江要介氏（昭17・9文丙）が中国大使をやつておられた中曾根内閣の当時、これも大問題になりましたのですけれども、冒頭にやはり日本人は憲法に忠実だという言い方をしてくれました。

その点では、先ず自衛隊の問題に関しては、もう軍があるのだったら軍がないなんて言うなという感じ方はよくわかるのですけれども、あくまで軍ではなくて、勝つための軍ではなくて、専守防衛の自衛隊なのです。軍というのは戦争で勝つことが目的、自衛隊は専守防衛だから軍ではない、だから陸海空軍を持たないという言い方でやつて来られた。これはいかなる法解釈においても、とにかく解釈のぎりぎりのところはきちんと守つて来ら

れた。それで最後に旗竿だけが残っているというのが現状だ、という私の認識なのです。これを捨ててしまつたら、世界から当分の間は出てこないだろう。

ただ同じような主張、正義の戦争が無いということは今の軍を持つてゐる国はなかなか言えない。恐らくこんなことを言うと語弊を招きますが、今原爆を持つてゐる国と国連軍とが対峙して国連軍も原爆を持つ、原爆ももつと小型のものができて、双方がこれを使用して大量殺傷が行われ、文明国がそれで被害を受けるような状況になれば、もう二世紀は戦争なんかやれない時代になつたのだからということで、各国が九条二項を持つ動きが出来るかもしれません。いまのままでは、正義の戦争はないという日本のものの言い方はそう簡単には通じません。

実は国連憲章は昭和二〇（一九四五）年、終戦の年の六月にまとまつたのです。八月に原爆が、日本憲法は翌年の一月から春にかけて論議され五月に発表された。このずれはちよつと大きいだろう。あれがもし順序が逆で、国連、国際連合軍の方が原爆の存在を前提にしていたら、国連軍という言葉はそう簡単に作れたかどうか、国連軍は原爆装備するのかという問題さえ起こるわけです。だから、極端な言い方をすると偶然のように聞こえますけれども、広島、長崎の原爆の意味というのは、やはり九条二項にものすごく大きな意味がある。それを受けた国は日本しかないわけで、経験した国はものすごく大きな意味が

あります。しかもその時、敗戦によつて日本軍は無くなつていた、軍があつたら軍を無くすという憲法を作ることはこれはものすごくむつかしいと思うのです。

ただ先程言いましたように、この憲法ができてから二年も経たないうちにアジアの情勢が変わり冷戦が始まる。アメリカの占領政策も変わつた、通常なら支配政権の意志だけで変えられるのだから、そこで変えられているはずなのです。だけど国際情勢がそうなり、アメリカの方の要求もそうなつたとしても、国民の意思がそう簡単には変わつてないといふ當時の政権の読みから、あの中曾根さんでさえ憲法改正は見合わすという姿勢でずっとやつて来られた。

今それができる状況だらうと考へて憲法改正に踏み込んで來た。しかも同盟国のアメリカは戦争をしている。九条二項で「陸海空軍その他の戦力は保持しない」と言つているその陸海空軍と自衛隊は同じと思えるほど、九条二項はずたずただということは私自身が残念ながらはつきり認めているわけなので、しかし最後の憲法改正をして交戦権を認めるといふところはこれはできなかつた。そうすると、それでは一部だけ改正するのがいいのかいうことですけれど、私は先程言いましたように、九条二項に関しては日本が捨てたら世界中でなくなるのだということから、しかもこれは二一世紀に必ず光つてくるだらうといふうに私自身は考へています。

そういうなかではここで死守したいと言うつもりなので、特に裁判官など法律の専門家の方々を相手に話をしますと、屈辱の歴史の方が長いのです。砂川裁判の主任弁護人だつたという方なんかが出て来られて、憲法九条二項に専門ですから、樋口陽一早稲田大学特任教授（当時は東大）を始め憲法学者の九割までは砂川基地の存在は違憲だという説だつた。今は九割までが九割というよりも全員が、それは違憲では無いという形になつている。それ程時代は違つて来ているのだということははつきり言えるわけなのです。でも、私としては最後のうたづたになつた旗を守つていくことは、真に日本の特に戦争を体験した我々の、私の生き甲斐だというふうに思つてゐるわけなのです。

おわりに 現役経済人としての私

憲法九条に関しましては、各分野でそれぞれ指導的な地位を占めておられた皆さん方は、お立場上絶えず頭の中にいろいろ考えておられるだろう、従つて私のような立場からお話しするまでもないことだと思いますが、今日はお言葉に甘えて、私の本当の心情だけをお話しして、皆さん方のご批判を仰ぎたいと思つておるわけです。

私はボランティアですけれども、経済人としましてはまだ現役です。しかも国際開発という問題を担つておるので毎日出勤しております。あくまで現役だという形で発言しない

と、あいつはもう経済界の人間では無いと言われてしまい、折角言つてゐる意味が消えてしまひますので、経済界にもそういう発言があるのだという、しかも現役の人間としてあるのだという形で、今やつておるのが現状でございます。

八〇を越しましたが、少なくとも最後の生涯をこの問題、最初に申し上げた戦争を防ぐのも人間だということに忠実に過ごしていきたいという思いで日々を送つておる次第でございます。どうもご静聴ありがとうございます。

(品川氏の略歴)：一九二四年生まれ、東京大学法学部卒業後、日本火災海上（現在日本興亜損保）入社、一九八四年同社社長、一九八九年同社会長に就任し、一九九一年相談役、一九九三～九七年、経済同友会副代表幹事

(財)国際開発センター会長・経済同友会終身幹事)